

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

### 香川県人事委員会規則第11号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(支給地域等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 1級地 <u>100分の14</u></p> <p>(2) 2級地 <u>100分の12</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の12</u>とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>支給地域</th><th>級地</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京都特別区</td><td>1級地</td></tr><tr><td>大阪府大阪市</td><td>2級地</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>備考 略</p>	支給地域	級地	東京都特別区	1級地	大阪府大阪市	2級地	略		<p>(支給地域等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給与条例第9条の2第2項第1号、第2号、第4号及び第6号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 1級地 <u>100分の13</u></p> <p>(2) 2級地 <u>100分の11</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の11</u>とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>支給地域</th><th>級地</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京都特別区</td><td>1級地</td></tr><tr><td>大阪府大阪市</td><td>2級地</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>備考 略</p>	支給地域	級地	東京都特別区	1級地	大阪府大阪市	2級地	略	
支給地域	級地																
東京都特別区	1級地																
大阪府大阪市	2級地																
略																	
支給地域	級地																
東京都特別区	1級地																
大阪府大阪市	2級地																
略																	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。